



ふたば 広報

1月 '83 No. 250

あけまして
おめでとう
ございます

輝かしい昭和五十八年の新春を迎え、みなさまの御健康を心からお祈り申し上げますとともに、平素からの市政に対する御理解と御支援に対しまして深く感謝申し上げます。

今年も厳しい社会情勢が予想されますがこうした厳しい時代にあつて、私は、市民のみなさまの期待に恥るよう、道路、公園、下水道、教育施設の整備をはじめ、再開発事業の促進、あわせて福祉の充実等みなさまの生活環境をより豊かなものとするよう努力したいと思ひます。

「活力ある市民のまち福生市」を築くために、市民のみなさまの絶大な御協力をお願い申し上げます。新年の御挨拶といたします。

昭和五十八年 新春



福生市長 田村 匡雄

市民憲章

美しく連なる山なみを望み、しずかに流れる多摩川のもと、雑木林と桑畑の武蔵野台地にひらけた福生市は、多くの人たちのたゆみない努力によって発展を続けています。

私たち市民は、この地をふるさととして愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一、私たちは 健康な心と体をつくり 充実した豊かな日々をおくりましょう。

一、私たちは 老人を敬い、子供の健やかな成長につとめ明るい家庭をつくりましょう。

一、私たちは 自然をたいせつにし、花や木を育て、美しい緑のまちをつくりましょう。

一、私たちは 教養を高め、情操を養い、文化の薫るまちをつくりましょう。

一、私たちは たがいに親しみ助けあい、みんなが 幸せになるまちをつくりましょう。

こんにちは おじゃまします

パート 7

あけましておめでとうございます。

お正月は、いかがおすごしですか。おじゃましますも7回目となりました、広報編集担当では新たな気分で市民のみなさんに喜ばれる内容をと一生懸命努力してまいります。

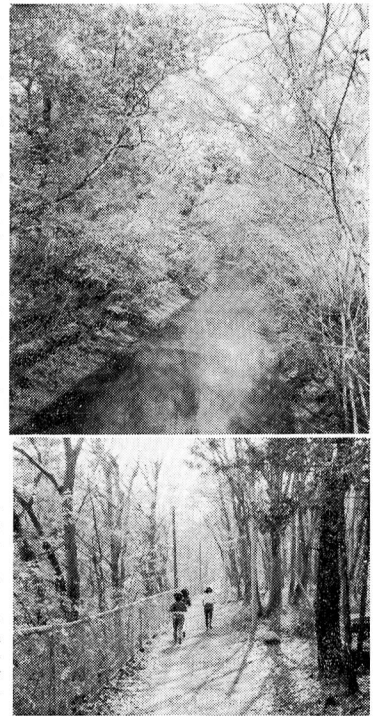
これからよろしく願い申し上げます。

さて今回は趣向をちょっとかえて市内の散歩道ところどころを紹介してみました。新春のひとときをどうぞご家族で散歩してみませんか。

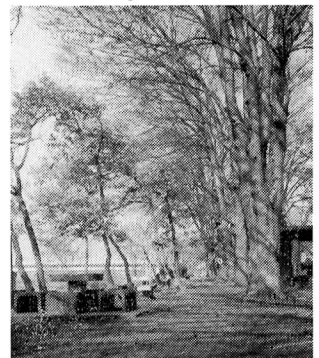


新春散策ところどころ

▶玉川上水と新堀橋付近(上下) 昨年のふるさと東京まつりで新東京百景の一つに選ばれました。特に新緑の時期には、玉川上水の流れと木々の緑が映え、福生でもっとも武蔵野の面影を残すところです。新堀橋と玉川上水をはさむ道路沿いは、昔ながらの自然と「きつつき・ひよどり・いかる・しじゅうから」など野鳥のパラダイスです。



▶柳山公園 冬の樹々からの淡い日差しに暖さをとる、老婆のベンチ姿は遠い幼き頃を思い起させる。夏は、多摩川の心地よい冷風がつかれをいやしてくれる。



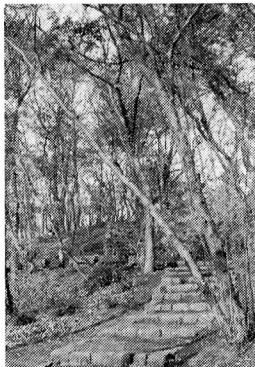
◀熊川神社 室町時代初期に造営され、多摩川原に祭神、生石命(うぶいしのみこと)が示祝したのを礼拝したといわれています。本殿は、東京都の有形文化財に指定されています。



▲清岩院の山門 この寺院は今から570年前、建長寺の71代住職によって建てられました。

山門の前にみられる庚申の塔は、その昔村びとたちの悪疫退散などの祀りを塔に表わし信仰を深めました。

庚申信仰 「60日に一度めぐってくる庚申(かのえーさる)の日に、夜を徹して健康長寿を願う信仰がある、これを『守庚申、とか『庚申待(まち)、という』」一石仏事典一



▶文化の森 中央図書館・郷土資料室を雑木林が囲み静かな環境での読書、勉強にふさわしいところです。また、休日の折には家族連れで散歩するには好適の場所です。

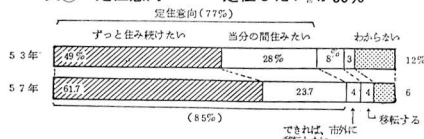


調査の方法

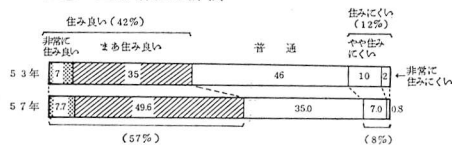
対象者 市内在住の満20歳以上の市民
男女 1,000人
抽出方法 昭和57年4月1日現在の住民
基本台帳より無作為抽出
調査方法 調査員の個別面接法
調査期間 昭和57年6月26日～7月25日
回収率 79.7%
くわしくは、企画財政課市民相談係
(☎51-1511内線218)へ。

市政世論調査 まとまる

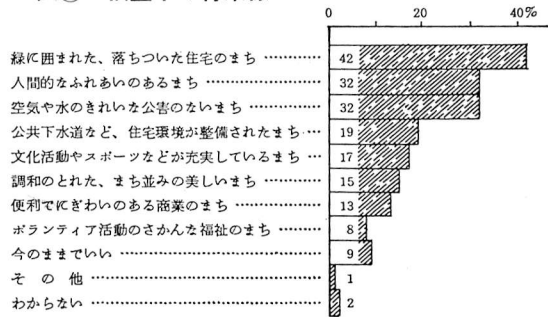
表① 定住意向……『定住したい』が85%



表② 生活環境の評価



表③ 福生市の将来像



昨年六月から七月にかけて実施した市政世論調査の結果がまとまりましたので、そのあらましをお知らせします。

この調査は、行政への市民参加の一環として市民の声を市政に反映させるために行ったものです。

定住の意識

市民の三人に一人は昭和五十年以降の転入者で、居住歴が浅いにもかかわらず「ずっと住み続けたい」「当分の間住みたい」の定住意向が八五%と高く、五十三年調査より八%高まりました。(表①参照)

生活環境の評価

地域環境については、総じて身近か

福生市の将来像

市の将来像としては、「第一位が「緑に囲まれた、おちついた住宅のまち」に開かれた、おちついた住宅のまち」

な生活の暮しやすさの評価は良く、全項目とも満足回答が昭和五十三年調査より平均一二%高まりましたが、公害については悪いということでした。

老後の生活やスポーツ・文化活動などの全市的生活環境の満足回答が四〇%となったのは自然環境と消費生活で、その外は低い評価となりました。

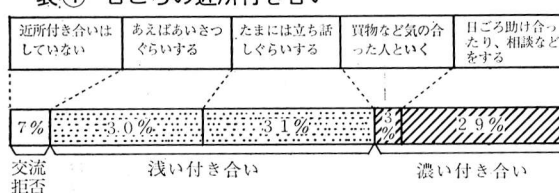
住み良さの評価については、部分的にはきびしい評価もあったが、全体的な判断はかなり良いといえます。(表②参照)

地域交流と広報・広聴

第二位在「人間的なふれあいのあるまち」 第三位在「空気や水のきれいな公害のないまち」となっています。

このことは、市民のいづく将来像はまが田園的な住宅都市で、暖かい地域交流によるまちの活性化、公害のない健康都市が志向されているといえます。(表③参照)

市民の声を市政に反映させる方法として「市政世論調査」「ハガキなどの提案制度」各三二% 「市長との対話集会」二九%などが多く支持され、年代別では二〇代が「市政世論調査」「市民の自主的な集り」「公聴会」などが多く、三〇代では「市政モニター制度」



「市長との対話集会」「ハガキなどの提案制度」などが支持されています。

広報紙の関心は「広報ふっさ」四二%「市のお知らせ」四七%と大差はないが、専業主婦だけみると「広報ふっさ」三二%に対して「市のお知らせ」が六三%と高く、これは内容の差が出たものと思われます。また、読まれ方は「くわしく読む」「ざっと目を通す」が全体で七二%となっています。

市民生活

ごみ減量の工夫では「廃品回収業者に出す」五三%「分別収集に協力」三七%「家で燃やしたり埋めたりする」三四%「町会などの資源回収に出す」三二%「物を大切に使う」三〇%などが多く、家族がごみ問題を自分たちの問題として意識していることを示しています。(表⑤参照)

自宅の便所が水洗という人が五四%、汲み取り式水洗が一六%、汲み取りが三〇%となっており、未水洗者四六%のうち一八%が一、二年に水洗化したいという人です。

日常困っている公害では「飛行機騒音」四六%「自動車の騒音や震動」二三%が多く、特に飛行機騒音は五十三年調査(二四%)より倍増しています。

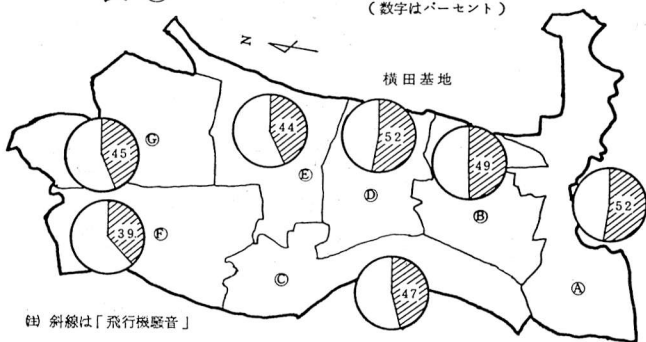
保健・医療の要望では「夜間や休日診療の充実」四七%「救急病院の拡充」一七%などが多くなっています。

(表⑥⑦参照)

地域別にみた「飛行機騒音の公害」

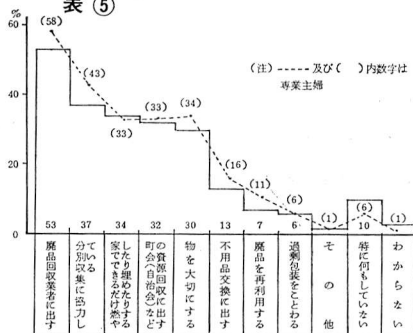
表⑥

(数字はパーセント)



斜線は「飛行機騒音」

表⑤

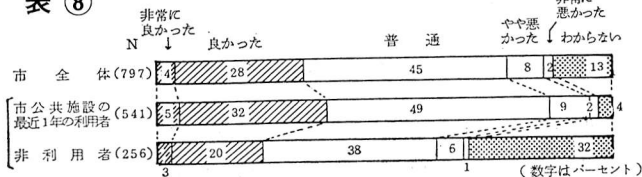


(注) ---及び()内数字は専業主婦

公共施設

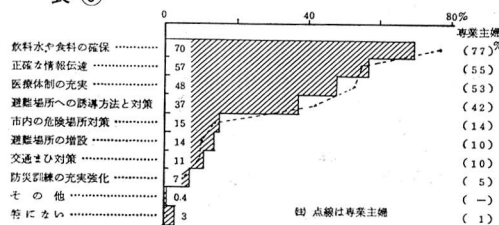
市の公共施設の利用者(1年間)は68%で、市役所などの公共施設の職員サービスについては「良かった」32%「普通」45%「悪かった」10%となっています。市民会館や公民館事業で希望する行事は、53年調査と同じく「映画」が強い支持を得ています。

表⑧



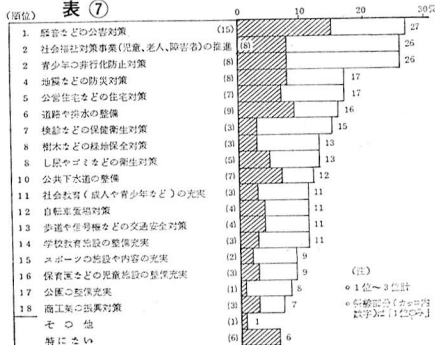
(数字はパーセント)

表⑨



点線は専業主婦

表⑦



(注) ●1位~3位計
○希望なし(希望内数字は1位以下)

防災

市や町会などで開催している防災訓練に参加したことのある人は二六%で、専業主婦や自営業者が多く、参加しなかった人は、七四%となっています。参加しなかった理由で多いのは「忙しいから」「やっていることを知らなかった」などです。

市が、大地震などに備えてほしいものとしては「飲料水や食料の確保」七〇%と水・食料の備蓄に関心が高く、次に「正確な情報伝達」五七%の情報体制の問題をあげています。

放送無線の利用については「現在のままでよい」四九%と半数近くを占め、五十三年調査に比べ一五%伸び、活用派より現状維持派がふえ、次が「もってよく聞こえるようにして欲しい」で三五%となっています。

■福祉と負担

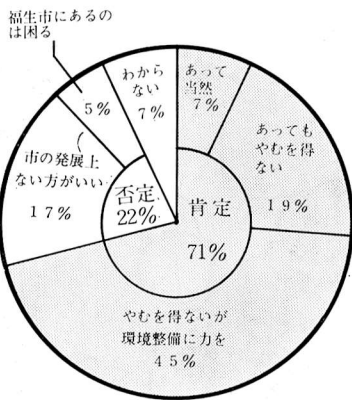
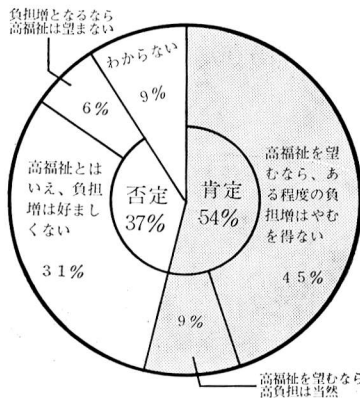
高福祉のためには、負担増は当然または、やむを得ないと認める意見が五四％と半数をこえ、負担増は好ましくないまたは、高福祉は不要とする否定意見が三七％となっています。

市民負担と関連し、地方公務員の給与問題について関心のある人が六七％と高く、市民の納税者意識の高まりを反映しています。

■横田基地

横田基地に対する考え方は ▼「国防衛施策の施設であり、あって当然」七％ ▼「国防上の問題であり、あってもやむを得ない」一九％ ▼「あってもやむを得ないが、騒音対策や生活環境整備に力を入れるべきだ」四五％と、肯定的立場の合計が七一％となったのに対して、否定的立場は ▼「市の発展に影響しているのではない方がいい」一七％ ▼「必要な施設と思うが、福生市にあるのは困る」五％の合計二二％となりました。

横田基地があることにより、国から補助金などを受けて市民会館や図書館などを造ったことを知っていた人は五一％で、まったく知らなかった人が四九％となっています。



■施策の要望

今後の市政に力を入れてほしい施策としては「公害対策」二七％「社会福祉対策」二六％「青少年対策」二六％などが多く、五十三年調査で一位となった「公共下水道整備は、今回は十位となり下水道の整備が進展したことが反映されたものと思われれます。

2月1日から 下水道使用開始区域が広がります

2月1日から市内で公共下水道の使用できる区域が広がります（下図の斜線部分が新たに広がる区域）今まで吸い込みなどに流していた台所、風呂場の雑排水をはじめ、くみ取り便所を水洗便所に改造し、快適な生活を営むことができるようになりました。地域の環境衛生向上のためにも早期に改造していただくようお願いいたします。



// 水洗化で快適な生活を //

受益者負担金

58年度賦課地域は

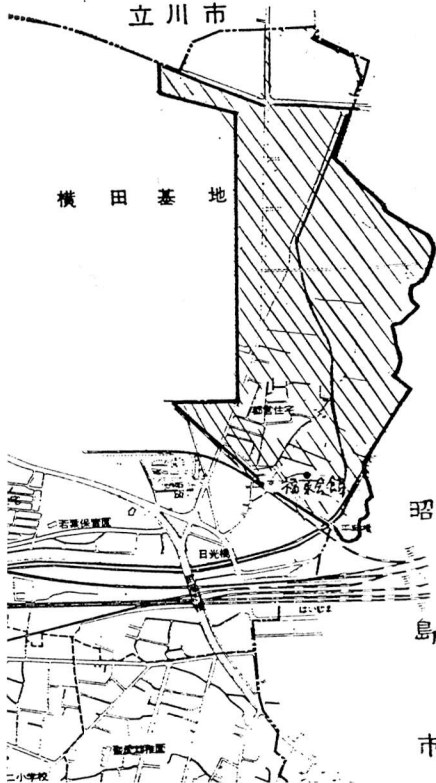
福東地区

下水道事業を強力に進めるために、受益者から事業の一部のお金を負担していただいています。昭和五十八年度は、熊川一六〇〇番台の福東地区が対象となります。

正しい受益者をつかむために、市で

は、二月の初めに、権利者の方々に調査表をお送りしますので、期限内に申告をお願いします。
なお、同じ敷地に二人以上の受益者がいる場合は、代表者を定めて申告してください。

 昭和58年度賦課対象区域

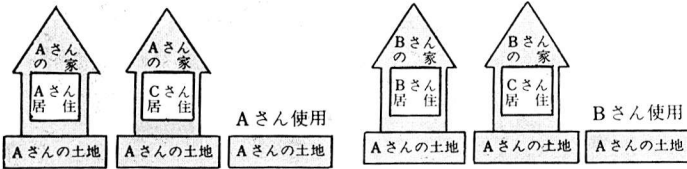


公共料金の納入は口座振替を

負担金を納めていただく方は——●

この場合の受益者はAさん

この場合の受益者はBさん



負担金を納めていただく方は、下水道が完備される区域内に土地を持っている方か、地上権、借地権などの土地に対する権利を持っている権利者の方です。その土地に家屋が建っている場合は、その家屋の所有者に納めていただきます。アパートや家屋を借りて住んでいる方は受益者にはなりませんので、受益者負担金を納める必要はありません。

負担金の減免と

徴収猶予

賦課対象区域のすべての土地は、国や地方公共団体などの土地をはじめとして、個人、法人の区別なく負担金が賦課されます。しかし、その用途、または災害や盗難などの事故により負担金を納めることが難しいと認められるときは、負担金の減免、徴収の猶予が受けられます。この場合には申請が必要となります。

■負担金は1㎡当り182円です

■負担金の納付方法は

負担金の納付方法には、一括納付と分割納付のふたとおりの方法があります。

■異動申告書は14日以内に届け出を

土地を売買したり、土地を貸した場合は十四日以内に受益者異動申告書を提出してください。受益者異動申告書を提出された以後の納期にかかる負担金は新しい受益者が負担することになります。また、受益者や納付代理人などが住所を変更した場合も届け出が必要となります。

受益者負担金に関する、くわしいお問い合わせは、下水道課管理係(☎5115111内線352)へ。

2月1日から

老人保健制度が

スタートします

先の国会で「老人保健法」が成立したことは、すでにご承知のことと思います。この法律は、本年二月一日から施行されますが、「老人保健法」の目的やこれからの老人医療、市役所の窓口はどこになるのかなどについて、簡単に紹介いたします。

老人保健法の目的

一、すこやかな老後をむかえるための病気の予防→早期発見→リハビリテーション（日常生活への自立を助ける訓練）の一貫したサービスを提供すること。

このため、「七十歳以上の老人」に対する医療のほかに、四十歳以上の入居市町村を中心とした次のような保健事業を行き、昭和六十一年度までに国の基準に達するよう実施します。

●健康診査の受診者に、健康手帳を交付し、その結果を記録するなどして医療と日常の健康管理に役立たせま

す。

知識を広めるため健康学級などによって健康教育を行います。

●健康について、個別にいろいろな健康相談に応じます。

●循環器とガンを中心に、健康診査を行います。

●脳卒中などの後遺症で、からだの不自由な人に対し、機能の維持・回復と日常生活の自立を助けるため、機能訓練を行います。

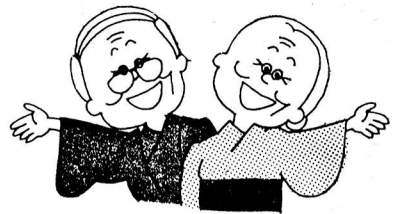
●在宅で寝たきりの人などに対して、保健婦などによる訪問指導を行います。

※市では現在、健康診査、健康相談、健康教育等に準じた保健事業を行っています。ただし、一層充実してまいります。ただし、全ての保健事業の充実をはかるには、なお、時間を要しますが、更に努力してまいります。

二、ふえ続けるお年寄りの医療費を国民が公平に負担し、みんなですこやかな老後を支えていくこと。

この考えから、老人保健法では、医療を受けるお年寄りからも一部負担をしていただくことになっていま

お年寄りの医療は みんな老人保健で



昭和五十八年二月一日から老人保健法が施行されますと、七十歳以上（寝たきりの状態の人は六十五歳以上）のお年寄りはすべて、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

現在どのような医療保険（国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合、船員保険、日雇健康保険）に被保険者あるいは扶養家族として加入しているようとも、医療保険に加入している人はみんな、七十歳（寝たきりの人は六十五歳）を過ぎれば、医療に切り離され、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

ただし、いままでも加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残り、医療以外の給付、たとえば国民健康保険の場合は葬祭費、健康保険の場合は埋葬料、傷病手当などはものと医療保険から支給されます。

窓口は

厚生課 厚生係

「いままでもどこう違うか」

お医者さんにかかる場合、いままでも違うところは次のような点です。

一部負担金を支払います

いままでの所得制限による老人医療費支給制度は、七十歳（寝たきりの状態の人は六十五歳）以上のお年寄りの医療費は無料でしたが、これからは医療費の一部を自己負担することになります。

▽通院 各月の最初の診療日に四百円▽入院 一日につき 三百円（二か月を限度）、被保険者本人は五十日を限度とします。

健康手帳と保険証を提出します

いままでは、七十歳以上（寝たきりの状態の人は六十五歳以上）のお年寄りの場合、お医者さんにかかるときは「老人医療費受給者証」と「健康保険証」を病院、診療所の窓口へ提出して診療をうけていました。

これからは市から交付をうける「健康手帳」と「健康保険証」を提出して診療をうけます。

なお、医療受給者証付の健康手帳へ

▽は昭和五十八年一月下旬までに郵送
します。

所得を問いません

いままでの老人医療費支給制度は
年寄りやその家族の所得が一定額以上
であるときは対象とされませんでした
が、新しい老人保健制度では所得に
関係なく、すべてのお年寄りが対象と
なります。

いつから老人保健の対象になるか

七十歳以上の人と六十五歳から六十

健康手帳の交付

“すこやかな老後のために”

健康手帳は、健康診査及び医療の記
録、その他成人病の予防や老後におけ
る健康管理をしていただくためのもの
です。すこやかな老後をむかえるため
には、壮年期からの健康管理が大切で
す。

交付対象者は、市内在住の満四十歳
以上の方が対象となりますが、昭和五
十八年二月一日現在六十五歳以上で医
療（医療受給者証を受けることができ
る人）を受けられる方が、それ以外
の方には、健康診査等を受けた方に対
して希望に応じて交付いたします。
交付時期は、昭和五十八年二月一日

九歳までの寝たきりの状態の人はすべ
て老人保健による医療の対象となりま
す。

▽七十歳とは

老人保健による医療は、七十歳の誕
生日の月の翌月から開始されます。た
だし、誕生日が月の初日であるとき
は、その月から開始されます。

つまり、誕生日が一月十日であれば
二月一日から開始され、一月一日であ
れば一月一日から開始されるというこ
とです。

▽寝たきりの状態とは

寝たきりの状態とは重度の障害の状

からとなります。

交付場所は、福生市健康センター
（北田園二一五―七）です。

ただし、昭和五十八年二月一日以降
健康診査等を受けた方で、手帳の交付
を希望される場合には、健康センタ
ーの窓口で申込書に住所、氏名、生年月
日等を記入の上、手帳の交付を受けて
ください。

なお、昭和五十八年二月一日以降六
十五歳以上になられる方で、医療（医
療受給者証を受けることができる人）
を受ける方は、厚生課厚生係で医療証
の申請と同時に手帳の申し込みをして
ください。

手帳の内容の記録は、交付を受けた
本人または、その家族の方が記入して
いただくようになっていきます。

お問い合わせは、福生市健康センタ
ー（☎51―1511内線287へ）。

態の人で、市町村長の認定をうけた人
をいいます。文字通りの“寝たきり”
とは限りませんからご注意ください。
くわしいことは厚生課厚生係までお問
い合わせください。



(福) 医療証 (都制度)

を一齐更新
いたします

助成制度を一部改正し
国制度にあわせて

昭和五十八年二月一日付で老人医療
費助成制度を一部改正し、(福) 医療証
の一斉更新を行います。

改正点

老人医療費助成制度は、健康保険医
療機関や国民健康保険法の療養取扱機
関で診療を受けたり薬をもらうとき窓
口に支払う自己負担分を助成する制度
ですが、昭和五十八年二月一日より国

の老人保健法と同様の一部負担金を医
療機関に支払っていただくことになり
ます。

一部負担金の額は、次のとおりです。
▽通院 各月の最初の診療日に四百円
▽入院 一日につき三百円（二か月を
限度とする）

この一部改正は、老人保健法において
一部負担金が導入されたにもかかわらず、
都の制度で従来どおり自己負担分
を助成することとしますと、六十五歳
から六十九歳が無料で七十歳以上は一
部負担するという、逆転現象が生じる
為、国制度にあわせたものです。
ただし、所得制限、その他の制度の
変更はありません。

なお、新しい(福) 医療証は、白地に
紺字の印刷ですのでご確認の上、大切
に保管してください。

また、七十歳以上で(寿) 国制度また
は(福) 都制度の医療証をもっていない
方で、今回新に対象なる方については
後日市から通知いたします。

(福) 医療証の送付、旧医療証の
回収

新しい(福) 医療証及び健康手帳は、
昭和五十八年一月下旬までに郵送しま
す。

旧医療証は、同封の返送用封筒にて
お返しください。

(福) 医療証は東京都に(寿) は市役所に
お問い合わせは、
厚生課厚生係（☎51―1511内線3
26・327）へ。

国民年金発給より

20歳になったら

国民年金に

加入しましょう



成人を迎えられたみなさん、おめでとうございます。

二十歳になりますと、成人として多くの権利や義務が生じますが、国民年金に加入することもその一つです。

我が国は、誰れもがいずれかの年金制度に加入し、老後に年金が受けられるしくみになっています。国民年金は、二十歳以上六十歳未満の方で、厚生年金や共済組合など職場の年金制度に加入していない農林漁業、商工業、サービスなどの自営業者とその家族、従業員五人未満の職場で働く人びととその家族が加入する制度です。二十歳になって、まだ加入の届出をされていない方は保険年金課年金係に印かんをお持ちのうえ手続きをしてください。くわしい内容はその時にお話しします。

また、サラリーマンの奥さんや昼間

部の大学生等は希望で国民年金に加入することができます。

国民年金に加入すると、六十五歳から「老齢年金」が受けられるほか、万一、障害者や母子世帯になったときも年金が受けられるので、いざというときも安心です。職業が変われば、他の年金と通算して年金が支給され、納付した保険料はむだにはなりません。

国民年金を受けている方

資金の融資が受けられます

国民年金の老齢（通算老齢）、障害、母子（準母子）、遺児、か婦の各年金を受けている方は（福祉年金を受けている方は該当しません）、その年金を担保に、教育、医療、冠婚葬祭などに必要な資金を借りることができます。

融資金額——現に受給している年金額の1・五倍以内で、最低十万円から最高百六十万円までの範囲内（一万円単位）。

利率——年七・三パーセント

返済方法——担保の年金で返済。

したがって、返済が終わるまで年金の支払いを受けられません。

担保・保証人——年金受給権を担保に、連帯保証人が一人以上必要。

受付期間と融資日——受付金融機関で、常時行っています。

金融機関の締切日までに申し込みされたものは、融資日に貸付が行われます。

金融機関締切日	融資日
昭和58年1月14日	2月14日
2月15日	3月12日

右表のように締切日は月の中旬で、融資日は翌月の中旬になります。二月以降の予定は直接受付金融機関へおたずねください。

申し込みは、主な銀行など「年金福祉事業団代理店」と表示のある金融機関で申し込みをしてください。

申し込みに必要な書類は、借入申込書一通（金融機関にあります）、年金証書一通、借入申込者の印かん証明書一通、保証人の印かん証明書（家族でも可）一通です。

任意加入者

未納にすると大損

希望で、年金に任意加入されている方のうち、あなたは保険料を未納にしていますか。

保険料を納め忘れたままにしておくと、万一の事故にあったときに障害年金や母子年金などが受けられないことがあるほか、将来、老齢年金も受けられなくなることがあります。

任意加入されている方は、免除を認められませんが、未納のままにしておきますと、この期間は配偶者期間（カラ期間）にもならず通算されませんので将来不利となります。

保険料の納付は

便利な口座振替を

保険料の支払いを口座振替にしますと、金融機関があなたの預金口座から自動的に保険料を振り替えてくれますので納め忘れがなく、手間もはぶけます。手続きは、年金手帳と預金に使う印かんを持って、預金口座のある市指定金融機関へお申し込みください。

将来の自分自身のため、納期には必ず納めましょう。

なお、一時やめる手続きをすると障害、母子等の年金は受けられなくなりますが、配偶者期間になりますので将来有利です。

任意加入の場合は、また余裕ができた時にいつでも加入できます。内容を検討したうえ、一時やめる場合は年金手帳と印かんをお持ちになり、ただちに年金係へおでかけください。

年金に関する相談、問い合わせは、市役所一階④番窓口においてになるか電話の場合は、保険年金課年金係（☎51-1511内線314・315）へどうぞ。

2月の休日診療所

今月の休日診療所の開設場所（開設医療機関）は次のとおりです。

内科・小児科（昼間）診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 福生市健康センター
- ▽診療時間 午前9時～午後5時

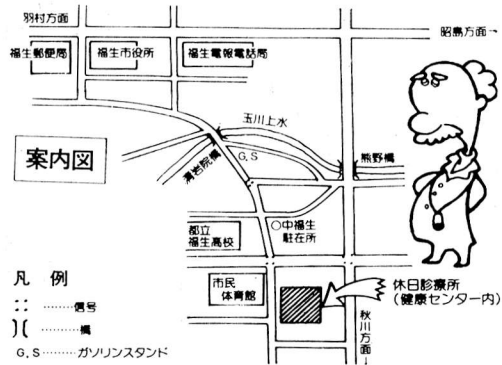
内科・小児科（準夜間）診療所

- ・2月11日（祝） 原島歯科
所在 五日市町 ☎96-0118
- ・2月13日（日） 杉田歯科
所在 青梅市 ☎0428-22-2868
- ・2月20日（日） 本田歯科
所在 羽村町 ☎54-5902
- ・2月27日（日） 平出歯科
所在 福生市 ☎51-4738
- ▽開設時間 午前9時～午後5時

歯科休日診療所

- ▽開設日および開設場所
- ・2月6日（日） 山中歯科
所在 青梅市 ☎0428-22-2875

- ▽開設日および開設場所
- ・2月6日（日） 松原内科医院
所在 羽村町 ☎54-2427
- ・2月11日（祝） 長岡診療所
所在 瑞穂町 ☎57-2637
- ・2月13日（日） 三井クリニック
所在 福生市 ☎53-1471
- ・2月20日（日） 河野医院
所在 羽村町 ☎54-7720
- ・2月27日（日） 鹿野クリニック
所在 福生市 ☎51-3636
- ▽開設時間 午後5時～10時



※医療機関が変更する場合がありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

小売物価調査一覧表

57年12月

品目	規格	単位	最高価格(円)	最低価格(円)	平均価格(円)	前対比(%)
主食	米	10kg	5,450	3,350	5,038	0
	食パン	1袋	150	115	139	0.7
鮮魚	まぐろ	100g	350	268	318	-16.6
	さば	〃	120	25	75	-34.6
	塩さけ	〃	358	143	247	-1.6
精肉	豚肉	〃	188	128	157	-1.9
	鶏肉	〃	138	98	118	1.7
	ロースハム	〃	310	240	277	-1.4
青果	じゃがいも	1kg	230	100	160	1.3
	玉ねぎ	〃	250	90	140	-4.3
	長ねぎ	〃	780	400	492	-9.6
	にんじん	100g	25	14	18	-38.8
果	きゅうり	〃	48	15	35	2.9
	キャベツ	1kg	180	24	108	69.4
雑貨	合成洗剤	2.65kg	1,040	798	904	1.9
	粉石けん	3kg	850	850	850	0

調査価格は、原則として小売店舗で実際に販売している正常（平常）価格で、大安売り、棚ざらい等一時的な廉売価格は除外しています。

消費者台所ニュース

れんこん（蓮根）

れんこんはスイレン科の多年生植物で、葉は水面に出て、夏には美しいハスの花を開きます。泥中には地下茎が伸び秋に茎の節節にでん粉などの養分を貯えて肥大し、これが蓮根となります。今年の作柄は、数度にわたる台風により葉の傷みが多発し、蓮根の成育に大きな影響をもたらしたことから、平年の5割作とかなり悪い状況にあります。このため価格は前年より高めに推移しています。（昨年12月中旬の価格は1kg 340円前後）関東に出回るのは次城県産が8～9割を占め、東京・千葉からも若干出荷されています。出回りの旬は11月～3月の冬季が最も多く、年内の約70%が集中しています。また、先端の「芽節」は柔らかく最も美味しいところです。良いものを見分け方は、①茶褐色に変色していないもので、本来の色である淡橙色（卵肌）のものがよい。②節が少なく節間が完全に無傷なもの。③外皮がきれいでつやのよいもの。また、よく太って真っすぐなのがよいといわれています。お試めください。

資料=物価とくらし

図書館だより

あけまして

おめでと

ございます

昨年は年間三万点を越える空前の新刊点数をかぞえる出版状況となりました。その中で一人ひとりが本当に読みたい本、必要な本を見つけ出す事は、出版流通の問題も考えますと難かしい現状となっております。

電算化計画について

昨年度は中央図書館電算化に伴う予備登録にご協力をいただきました。図書館の電算化につきましては、プライベートに關することでもあり、市民のみなさまの関心も高いものと思えます。憲法に保障された国民の思想及び良心の自由、信教の自由、言論、出版の自由の規定は図書館の使命と深く關するものであり、電算システムの計画の中でも十分な検討を行っております。

当市における電算化の目的は、的確な資料把握によるサービスの向上を目的とした資料の管理が中心です。貸出返却についても電算化になりますが、市民の読書の自由については万全の配

図書館の本はこの様な状況の中から旧刊や複本も含めまして、およそ二万冊を購入しました。図書館を利用することは書物の世界へ分け入る第一歩ですが、心構えとして何より大切なことは、選ばれている本から選ぶのではなく、自分で読みたい本を見つけ出す気持だと思えます。

読書は本来最も個性的なものです。時の流れに押さず時間と、世界を創り出すことが可能です。この様な読書の手立てとしての図書館利用をぜひひいていただきたいと思えます。

年の始めに当り、読書の計画を立ててみてはいかがでしょうか。

慮を以って守ります。具体的には、利用のデータは、本が返却されますと消えます。また電算機に入った利用のデータは、一切外部には出さないで図書館で処理がなされます。

実際の利用面から見ますと、まず、貸出、返却の手續きが簡略になり、図書館にどんな本があるのか、電算機に入れた図書データに基いて作られた冊子体の目録等をカウンターにあるテレビ画面で立ち所に知ることが出来ます。読みたい本が見当たらない場合のリクエストも、相談、調査に対してはより的確な対応が可能となります。

時代の趨勢の中で、今年新しいサービスの向上を旨とした、電算化がスタートします。みなさまのご協力と、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

寒さなんかふきとばせ

スポーツ教室

小学生バレーボール教室

▽期間 1月26日～3月12日 毎週水

▽時間 土曜日

▽時間 水曜日 午後2時30分～4時30分

土曜日 午後2時～4時30分

▽対象 小学4～6年生

小学生バドミントン教室

▽期間 1月26日～3月12日 毎週水

▽時間 土曜日

水曜日 午後4時～5時30分

土曜日 午後2時～4時

▽対象 小学校4～6年生

▽参加費 500円(シャトル代)

婦人健康教室

▽期間 1月21日～3月18日 毎週金

▽時間 曜日

午前10時～正午

▽対象 婦人

老人健康教室

▽期間 2月3日～3月10日 毎週木

▽時間 曜日

午後1時30分～3時30分

▽対象 高齢者

親子スポーツ教室

▽期間 2月5日～3月12日 毎週土

▽時間 曜日

午後2時～3時30分

▽対象 4～6歳児と親

トレーニング教室

▽期間 2月4日～3月14日 毎週月

▽時間 金曜日

午後7時30分～9時

▽対象 高校生以上

いずれの教室も

◎会場 市民体育館

◎申込み・問合せ 直接市民体育館

(☎52-5511)へ。

北京市 東京都

スポーツ交流マラソン大会

福生市から二名参加

昭和五十五年に東京都と北京市が友好都市関係を提携して以来、経済、文化、芸術、スポーツ等の広範な交流と協力が行われてきています。

今回は、スポーツ交流として、北京市において、男子二〇km(九人参加)・女子一〇km(六人参加)のマラソン大会が二月十五日開催されます。東京都からは、十五人の選手が派遣されます。福生市からも、杉本宏二さんと土谷節子さんの二人がこの代表選手に選ばれました。

お二人のご活躍と代表選手の方々のご健闘が期待されます。

郷土資料室だより

特別展

庶民の文芸・俳諧

―芭蕉から友昇へ―



一月十九日(水)より三月十四日(月)まで(前期は一月十九日～二月十三日、後期は二月十六日～三月十四日)、江戸時代の庶民文芸の代表である俳諧関係の資料を展示いたします。資料は約百四十点です。

俳諧は芭蕉によって完成されそして明治以後、正岡子規によって革新され現在は俳句という形で、私たちに大変親しまれており、愛好者の最も多い文芸分野のひとつです。

芭蕉、蕪村、一茶というとすぐ俳諧を思い浮かべることができますが、他にもたくさんの方々が活躍しました。俳人は人間性のあるエピソードを

そなえた人が多く、彼らののこした句には生活感のあふれたもの、物の考え方を示すもの、当時の自然、風景をいきいきと描き出したものなどが見出されます。また、短冊などに書きのこされた墨跡もすばらしいものが多く、美術的にも大変興味深くご覧いただけます。文学的な面とあわせてご鑑賞いただけます。思います。

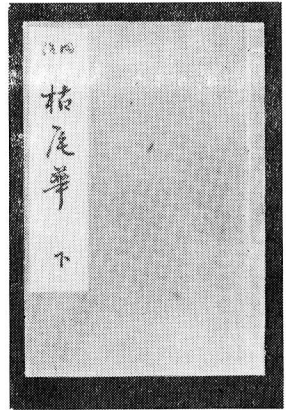
今回は、前期と後期の二度にかけて約百四十点の資料を入れ替えて展示いたします。また資料によっては前期、後期の期間内に入れ替えるものもございますが、次に資料をご紹介します。

資料は、短冊・条幅・俳書が中心です。出品の俳人名だけをあげます。

▼俳諧誕生期から蕉風完成期を中心に
芭蕉・里村玄仲・玄陳・三千風・子葉馬仏・立圃・其角・文章・嵐雪・曾良乙由など、また、梅室の描いた涅槃図華山の描いた十哲図、北向雲竹の書巻其角の発句帖なども展示いたします。

▼蕉風完成以後、中興俳諧期を中心に
涼菟・園女・淡々・柳居・白雄・夢太也有・千代女など、他に巢兆の筆写した『奥の細道』、戯作者近松半二の短冊、俳書『おらが春』、『蕪村句集』

▼文化文政天保期の俳諧を中心に
鳳朗・碩布・護物・西馬・士朗・井月葛三・完来・大梅・謝徳などの他に各



種句集。最も出品の多い部分です。

▼松原庵友昇に関するもの
鳥酔・星布・井之・友昇といった松原庵一世から四世までの資料とともに、多摩地域の俳人、可尊・白左。友昇と交際のあった桑古・見外・春湖・十湖など幕末と明治初期にかけて活躍した俳人に関する資料も出品いたします。

多摩地域の俳諧の歴史

江戸時代において福生市周辺は八王子の文化圏に属していたようです。

江戸時代も中期以後になりますと畑作中心の農村地帯であった多摩地域ですが、大都市江戸からの様々な文化的影響をうけるようになります。

特に文化・文政期以後、この地域でも大変、俳諧が流行します。有力な宗匠を中心にグループが結成され句集を刊行したり、寺社へ句額を奉納したりしますが、ここにあらわれる名前を分析することによってこれは大分はつきりとしてきています。



お知らせ

『若い市民の講座』

はじまりま〜す

公民館では、福生市青年団体連絡協議会と協力し、「若い市民の講座」を別表のとおり実施します。

ヤングのいろいろな文化・学習要求に少しでも対応できればと思います。また、このようなことをやってほしい等の要望などがありましたら、公民館(☎52-1711)までお願いします。

若い市民の講座

お気軽にご参加を!

講座名	日時	回数	内容	備考
管楽器講習会	1月29日(土) pm7:00~	8回	初心者を対象に管楽器の基礎を学ぶ	楽器の用意有り
8ミリ映画中级講座	2月2日(水) pm7:30~	5回	カメラ操作から特殊撮影編集までの技術の習得	材料費実費
レタリング入門教室	2月3日(木) pm7:30~	6回	レタリングの基礎を学ぶ	〃
創作童話教室	2月中旬一	6回	あなたがつづる創作童話の世界	

※各コースとも、定員先着15名。会場は、公民館です。申込みは1月22日(土)から 公民館 ☎52-1711へ。

第26回市民名画劇場

「星の王子さま」

大人にも子供にも限らない夢と安らぎを与えてくれるサン＝テグジュペリの珠玉の名作の映画化です。

日時 1月29日(土) 午後2時30分・午後7時30分(2回上映)
 会場 市民会館小ホール
 定員 各回とも先着260人 入場無料
 問合せ 市民会館(☎52-1711)へ。

レッツ バードウォチング

野鳥観察会

今年もシベリアやカナダなどの北国から、冬の渡り鳥(カモ類・ツグミなど)が多数市内の河原にやってきた。野鳥たちの生活の様子や河原の様子などを観察し、私たちの生活と河原の関係を考えてみましょう。

日時 2月6日(日) 午前8時30分〜正午。以後毎週日曜日、3月6日(日)までの全5回。

集合場所 初回は熊川南公園最南端部。以後は初回の時にお知らせいたします。
 講師 岡田紀夫氏・栗原 仁氏・自然観察グループ諸氏。

松林ホームンター

「ゴリラ大陸」

著名なアフリカ探検家アーマンド・デニス夫妻による記録映画です。お楽しみに!

日時 1月22日(土) 午後2時〜3時30分 2回上映
 会場 松林会館
 定員 各回とも先着90人 入場無料
 問合せ 松林会館(☎52-3624)へ。

申込み・問合せ先 公民館(☎52-1711)へ。

※なお、マフラー・手袋等の防寒具、お持ちの方は双眼鏡などの観察用具や筆記具をご用意ください。

郷土史講座

多摩の歴史を学びながら、市民の手で発掘する地域史の研究方法を学んでみませんか。地域の歴史に興味をおもちの方のご参加をお待ちします。

日時 1月30日(日) 午後1時30分〜3時30分 以後毎週日曜日 全6回

会場 松林会館
 講師 伊藤好一氏
 定員 先着20人
 申込み 1月20日(木)から松林会館(☎52-3624)へ。

七宝焼教室

七宝焼の初歩から、商品価値の高い銀ばく張りやミニ額などの中級程度の作品までを作ります。お気軽にどうぞ。

日時 1月31日(月) 午後7時〜9時 以後毎週月曜日 全5回
 会場 松林会館
 講師 齊藤美寿子氏(七宝焼作家)
 材料費 3千五百円(素材9点他)
 定員 先着25人
 申込み 1月21日(金)より松林会館(☎52-3624)へ。

楽しい合唱をしてみませんか

一人でおおぜいの前で歌うのは恥ずかしいけれど、歌を歌うことのきれいな人は少ないと思います。今回は、ふだん口ずさむ歌から世界の民謡など、いろいろな分野の歌をおおぜいで歌うことの楽しさを味わってみましょう。

日時 2月19日(土) 午後2時〜4時 以後毎週土曜日 全5回

会場 公民館音楽室
 講師 太田マキ子氏・奈良恒子氏他
 対象 市民一般
 定員 先着30人
 申込み・問合せ 1月22日(土)から 公民館(☎52-1711)へ。

婦人学級

女性がのびやかに

生きるために

平均寿命がのび、女性のライフサイクルも変わってきました。子育て後の四十年をどうするか。ひとりになったときどうするか。家庭、社会で女性をとりまいてる問題をみつめ、これからの女性の生き方をみんなで考えていきましょう。

日時 1月27日(木) 午後1時30分～3時30分 以後毎週木曜日 全6回

会場 白梅会館

講師 島田とみ子氏(東海大学教授)他

定員 先着25人

申込み 1月20日(木)から白梅会館

(☎53-3454)へ。

婦人の歴史を学ぶ

祖母や祖々母の生きてきた生活を、いま生きている私たちの歩みを、女性の視点で学んでみませんか。

日時 1月26日(水) 午前10時～正午

以後毎週水曜日 全7回

会場 松林会館

講師 専門家

定員 先着20人

申込み 1月20日(木)から松林会館

(☎52-3624)へ。

手話をやってみよう



「手話」

ふだん私たちが会話をしている時、言葉と言葉以外の「身体のごき」で相手に自分の考えていることを伝えていませぬ。

この身体のごきを順序よくおぼえて、表現力を豊かにしましょう。

日時 1月29日(土) 午後3時～4時。以後毎週土曜日 全10回

(予定)

会場 公民館集客室

対象 小学4年生以上で親子も可。

定員 先着30人

申込み・問合せ 1月22日(土)から

公民館(☎52-1711)へ。

おでかけください

都民寄席

毎年各地で開催され好評の「都民寄席」ですが、2月13日(日) 福生市民会館大ホールで、午後1時30分から、金馬、小園馬、さん喬さんらの出演で開かれます。観賞を希望する方は、次の要領でお申し込みください。

① 1月10日(月)から、市民会館受付窓口で、先着1000枚分配布します。ので、直接来館し応募者名簿に記入のうえお持ち帰りください。

② 1月31日(月)までに往復ハガキ(1枚1名)で、☎184 小金井市貫井南町3-11-16 「都民寄席実行委員会事務局」まで申し込んでください。

なお、くわしいお問い合わせは、直接市民会館(☎52-1711)へ。

接市民会館(☎52-1711)へ。

スキー連盟主催

スキー教室 スキー大会 in 菅平

あなたも、日本のダボスといわれる菅平でスイスの気分をあげてみませんか。

期間 2月4日(金)～6日(日)
2泊3日(車中1泊)

集合日時 2月4日(金) 午後9時

集合場所 市民体育館

会費 19,000円

定員 先着45人

申込み 申込書(市民体育館にあります)に記入の上、申込金として5,000円を添えて市民体育館に申し込んでください。なお原則として申込金は返却いたしません。

問合せ先

市民体育館(☎52-5511) 昼間
森田 龍幸(☎51-5643) 夜間

公開講演会

一諸に伸びよう親と子

たくましく育てて未来を背負う子どもたち——親と子のふれあい、地域のかかわりを、社会背景をしっかりとふまえてうえで、人間として原点にかえてみよう。

日時 2月3日(木) 午前10時～正午

会場 白梅会館(☎53-3454)

講師 工藤定次氏(福生市在住、「学習塾の可能性」著者)

問合せ 越前和子(☎52-7656)

百人一首・カルタ大会

百人一首カルタ愛好会では、百人一首・カルタ大会を行います。初心者の方もお気軽にご参加ください。

日時 1月30日(日) 午後1時

会場 扶桑会館(福生消防署裏側)

連絡先 岡部 寛(☎51-6069)

あなたもお茶を

陽青会 会員募集

発足したばかりの久田流のお茶のサークルです。これからお茶をはじめたい方、ご一諸なさいませんか。1月からスタートします。

日時 1月28日(金) 午後1時～

以後毎週金曜日

会場 白梅会館(☎53-3454)

申込み 森田キヨ子(☎51-3103)

ミニニュース

中学生人権作文の優秀作文に
岡庭純子さん(一中)と室祐子さん(二中)
が選ばれました



▲岡庭純子さん



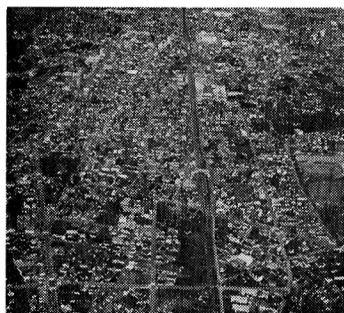
▲室 祐子さん

千六百二十一点(うち福生市三十三点)の応募があり、福生市では一中の岡庭純子さん(三年)、二中の室祐子さん(三年)が優秀作文に選ばれました。

岡庭さんは作文表題「人種差別」の中で、重要なことは、ただ人権を守るだけではなく、お互いにふれ合い、理解し合い、信じ合うことなのだ。また、室さんは「街を歩いて感じたこと」と題して、日常生活の中で体の不自由な人に、言葉で元気づけるだけでなく、相手の立場になって考え暖かい思いやりと行動。そして物の面からの工夫があれば、もっと自由に活動できる場が増えるでしょう。となげかけています。

それぞれ現状社会のかかえている様々な問題について純粋な観察力をもってとらえ、人間性の尊重、人権の擁護という問題を真剣に考へていることがくみ取られました。お二人の様な純真な気持ちをもった人が持ち続けることによって、平和な世界を築く礎となることだと思えます。

表紙は語る



三多摩人権擁護委員協議会主催による中学生人権作文の優秀作文入選者が決まりました。
多摩三十二市町村から三十六校、二

「あけましておめでとうございます」今年も『広報ふっさ』をよろしくお願ひ申し上げます。
昭和五十八年新刊の表紙は、昭和三十三年九月五日創刊以来、初めてのカラー印刷です。今年亥(イ)年の亥年の亥年にあやかっ、市の基本構想である「活力ある市民のまち福生市」への街づくりを目指して猪突猛進(ちよとつもうしん)ということと真つすぐにのびる青梅線に見たててみました。みなさんも目標に向かって猪突猛進してはいかがでしょうか。ただ、うしろを振り返ることもお忘れなく。

2月19日まで

指名参加願ひ

昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの二年間、福生市が発注する工事の請負・設計などの委託、物品の購入などの指名競争入札等に参加されたい方は次の方法で指名競争入札参加願ひを提出してください。
申請期間 二月七日(月)～十九日(土) ※ただし、土曜日の午後、



お米は、この看板のある
販売店で買ひましよう

昭和五十七年一月に、食糧管理法の改正に伴い、販売店の登録から許可制へと変更されました。そのため東京都では、信用のおけるお米が消費者の手に入るように販売業者に許可証を交付しています。もし、無許可で取り扱っているとしたら正しい手続きをしていないお米ですから価格や品質などが信用できません。
販売店では、消費者が選びやすいように価格品質等を表示し、販売しています。お米は国の厳重な検査をうけ、東京都発行の許可証を掲示してある信頼できる販売店で買ひましよう。

== 市内の許可販売店一覧表 ==
(小売業許可店)

販売店	所在地	販売店	所在地
宇佐美商店	熊川697	松永商店	福生971
福生市農業協同組合本店	本町16	竹田商店	熊川459
同 熊川支店	熊川703	福生768	福生768
児島商店	熊川707	同 銀座店	本町10
賈井伊作商店	牛浜90	同 加美平店	加美平4-2~2
井上商店	福生215	同 福生団地店	南田園2-15~1
同駅前店(営業)	福生1008	同 熊川南店	熊川158
加藤商店	志茂41-3	同 加美平1-27~7	加美平1-27~7
福生食糧販売所	志茂202	清水園商店	福生1113
橋本商店	本町129	柳橋毛屋福生店	本町92
白井商店	本町113	一心屋商店	熊川139
清水商店	福生1037	同 福生1037	加美平3-29~12
吉田商店	福生1180	同 福生1180	牛浜137

(販売所小売業許可店)

販売所	所在地	販売所	所在地
ストアー伊藤	熊川1302	山上商店	福生867
アイム	北田園1-20~7	浅井商店	熊川1681~3
山岸商店	熊川1094	同 加美平1-15~5	加美平1-15~5